

# 議事録

会議名	令和5年度 第2回 掛川市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和5年12月22日(金) 午後2時00分～午後2時50分	開催場所	掛川市役所 5階 市議会 全員協議会室
出席者	委員：12人（加藤嘉平委員、富永伸彦委員欠席） 事務局：久保田市長、原田健康福祉部長 国保年金課 鈴木課長、花村主幹、山田係長、加治主事 健康医療課 中山係長 納税課 岡田課長、赤堀室長		
開 会			
鈴木課長 (司会)	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回掛川市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちましてご礼を行います。ご起立願います。</p> <p style="text-align: center;">＝ 相互に礼 ＝</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>本日は大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の進行を努めさせていただきます、国保年金課長の鈴木英雄と申します。よろしく願います。会の進行は、着席にて行わせていただきます。</p> <p>本日の会議につきましては、お手元の運営協議会次第に沿って進めさせていただきます、時間は概ね3時半までの1時間半を予定しております。</p> <p>本日の会議につきましては、事前に配布させていただきました国保運営協議会の次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>なお、本会は傍聴規定を定めており、本日は4名の方が事務局の後ろの席で傍聴していますので、ご承知おきください。</p> <p>続きまして定足数ですが、本日は、健康保険組合連合会静岡連合会常務理事 富長委員から、所要により欠席される旨の連絡をいただいておりますが、まだ到着されていない委員もいらっしゃいますが、掛川市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、過半数の委員の出席がございますので、協議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、会長よりごあいさつをいただきたいと思っております。山本会長よろしくお願います。</p>		

山本会長	<p>皆さまこんにちは。市議会議長の山本雄三でございます。国民健康保険運営協議会の議長を務めさせていただきますので改めてよろしくお願いたします。</p> <p>国民健康保険は、我が国が世界に誇れる国民の生活、健康を守る社会保障制度の根幹をなすものです。</p> <p>しかしながら、被用者保険と比べて5つの問題があり、一つ目は「年齢層が高い」、二つ目は「医療費水準が高い」、三つ目は「所得水準が低い」、四つ目は「所得に占める保険料負担が重い」、五つ目は「保険料収納率が低い」という構造的な問題を抱えており、これらの問題を打開するために、平成30年度から県を共同保険者とした広域化がスタートしました。</p> <p>新しい広域化制度は「更なる相互扶助の仕組みによる財政運営の安定化」及び「県内統一の保険税の算定方法による被保険者の不公平感の解消」により国保制度を安定的に運営していくことが目的であります。</p> <p>本日は、将来必要とされる保険料の県内統一化に向けての段階的措置として、令和6年度の国民健康保険税賦課算定方針（案）の内容について、皆様と協議し、率直な御意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>私も国保新聞を読んでいます。本当に様々な課題がある中ですが、やはり国民皆保険という、世界に誇る保険制度でございますので、生涯安心して暮らせるにはどうしたらいいのかということに関して、しっかりと議論をしていかなければならないと思っております。皆様のご協力を賜り、円滑に会議を進めてまいりたいと存じますのでご協力のほどよろしくお願いたします。</p> <p>以上、私からご挨拶させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
(司会)	<p>ありがとうございました。続きまして保険者を代表し、市長よりごあいさつ申し上げます。久保田市長お願いたします。</p>
久保田市長	<p>皆さん改めましてこんにちは。</p> <p>本日は年末の押し迫った、大変お忙しい師走の方に、国保の運営協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃から国保健康保険に、多大なるご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>今年ももう終わりということで、数日前に私は本年の漢字というものを発表しました。私がチョイスしたのは、「動」という漢字です。5月に新型コロナウイルスが5類移行になって、様々な地域行事等が復活をしたということでいろいろなものが動き出したということです。</p> <p>また、「どうする家康」の関係でも、掛川城高天神城、また横須賀城といろいろなところで歴史的なものに注目が集まった年ではなかったかなと思っております。来年も良い年になりますようにいろいろなことに皆さんとともに、取り組みをしてみたいと思っております。</p>

久保田市長	<p>さて掛川市国保では、人の異動が多くなっており、団塊の世代が後期高齢者医療保険への移行に伴って国保の被保険者数は減少しております。約3.4%、800名ほど減少しているのですが、そうであれば医療費も減るはずなのですが、それに反して医療費の方は実は増え、医療費は1.8%増額しています。これは、医療の高度化の関係や、あるいは高齢化が進展しているから、人数は減っているけれども、医療費の相対として増えているという状況でございます。国民健康保険税の関係がやはり今回の運営協議会の一番の諮問事項になるわけでありまして、国民健康保険税の税率につきましては、県が示す標準税率というのがあるのですが、それに比べてだいぶ遅れをとっており、今年度では18%も乖離があるという状況であります。そういう中で、来年度の賦課算定方針について本日諮問をさせていただきわけでありまして、原案としては、この所の詳しい説明をさせていただきますが、増額というか値上げの方針を示させていただいております。ただ昨今の物価上昇等の影響がかなり市民生活に出ているというふうに思われますので、私どもとしては本来もっと財政的には上げなければいけないとは思いますが、上げ幅を極力抑えるような、案を示させていただいております。</p> <p>ただこれはある面、もっと後ろの年度にその負担を先送りしているところもありますので、そちらについてもよくご覧いただいて、ご意見を賜れば幸いに存じます。その他報告事項様々ありますが、後ほどしっかりと説明の方させていただきます。</p> <p>それでは本日は皆様から忌憚のないご意見を頂戴することをお願い申し上げます。</p>
(司会)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>これ以降の進行につきましては、山本会長をお願いします。</p>
<b>議 事</b>	
山本会長	<p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>報告事項1「令和5年度 掛川市 国民健康保険 特別会計の執行状況（補正予算編成方針）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 山田係長	<p>令和5年度国民健康保険特別会計 補正予算編成方針につきまして、山田より説明させていただきます。着席のままで失礼します。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>この資料は、令和5年度2月補正予算（案）の概略で、ページ中央より左側に歳入、右側に歳出となっています。</p> <p>この内容は、現在予算査定中のため、未確定のものであり、変更の可能性がありますことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>表の左側、歳入の保険税収入を御覧ください。国民健康保険税収入につきましては、3,706万5千円程度の減額を見込んでいます。これは被保険者の減少及び軽減所得判定金額が増額された影響と思われる。これにより決算見込みは、22億507万9千円となっています。</p> <p>3の県支出金は、歳出2の保険給付費の増及び、令和6年1月から始まります産前産後期間における国民健康保険税に減免に関するシステム改修費について県から交付される</p>

	<p>特別交付金もこちらに含んでおります。</p> <p>5-1の一般会計繰入金 4365万5千円増額の主な内訳は、国保税の軽減分を補填する基盤安定分の増額により補正をするものです。</p> <p>6の繰越金は、令和4年度会計からの繰越金を増額したものです。</p> <p>7の諸収入の増額の主なものは、医療費の返納金及び交通事故等による保険会社からの第三者納付金になります。</p> <p>以上が歳入でございます。</p> <p>次に資料右側の歳出の主な項目について説明させていただきます。</p> <p>2の保険給付費は、保険費用額から被保険者の自己負担2割～3割分を除いた、保険者（掛川市）が支出する費用となりますので、保険給付費は7割～8割分を計上しています。保険給付費の1 一般被保険者の増額理由としましては、高額療養費の増額によるものがあります。医療技術の高度化による医療費の高額化による物及び、令和3年8月から開始しております高額療養費の申請の簡素化の影響だと考えます。</p> <p>3の国民健康保険事業納付金の減は、県から確定額が示されたことによる減です。</p> <p>5の保健事業費の減は、精算見込みによる減額となります。</p> <p>6の基金積立金は、法定外繰入金、前年度繰越金の一部預金利息を含め、1億6,648万9千円を国保事業基金に積み立てる予定です。また、国保事業基金残高は、歳入5-2の3億9,000万円を取り崩しと、歳出6の基金積立金により本年度末の基金保有残高は、約1億9,043万円余りとなる見込みです。</p> <p>8の諸支出金は、第三者納付金の返還金と保険給付費の返還金により増となるものです。</p> <p>9の予備費の増額は、歳入5-1 一般会計繰入金の中の基盤安定繰入金が増額及び歳出の国民健康保険事業費納付金の減額による要因によるものですが、不足の支出が生じないよう確保するものです。</p> <p>これらにより、補正後の歳入歳出総額は、119億3,330万7千円となり、当初予算と比較しますと2億6,683万2千円の増額となります。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>なお、2月議会にて補正予算の審議がされますので、ご説明した内容は、補正予算要求段階であることを申し添えます。</p>
山本会長	<p>ただ今、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問等がありましたら挙手にてお願いします。</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>続きまして、諮問事項「令和6年度 国民健康保険税 賦課算定方針（案）について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 山田係長	<p>それでは、本協議会への諮問事項であります「令和6年度掛川市国民健康保険税 賦課算定方針（案）について」説明させていただきます。</p> <p>資料は4ページから10ページになります。</p> <p>今回、諮問させていただく内容は、4ページ最下段の令和6年度の各税率および賦課限度額（案）になります。</p> <p>令和5年度は賦課基準（税率）について、改定しておりませんでした。令和6年度はこの表のとりの改定の案についてお諮りいたします。</p> <p>今回の改定案としましては、医療給付費の所得割を0.2%増加の6.3%に、均等割額を</p>

1,200円増額させた25,200円に。後期高齢者支援金については、所得割を0.2%増加の2.4%に、平等割は800円増額の7,200円に。介護納付金についても所得割は0.2%増加の2%に、均等割については400円増額の14,400円といたしました。なお、こちらの表の中にある賦課限度額については、国が示している金額としておりますが、今年の11月頃の「国保新聞」に掲載されておりましたが、来年度の賦課限度額について、後期高齢者支援金について今の22万円から24万円に増額させる方向で検討しているというものでした。国が示す賦課限度額が増額となりますと、市の賦課限度額もあわせて増額となる予定でありますことをご承知おきください。

さて、来年度に国保税率を改定していかなければならない理由として、まず、県が示している「標準保険料率」との乖離が年々大きくなっている状況という事があります。標準保険料率というのは、平成30年度に県も市町村と一緒に「保険者」となり、将来的には県内市町村の保険料率が完全統一となるよう協議を進めているところなのですが、それに向けて県が毎年、各市町の被保険者数、所得金額及び医療費の状況により「標準保険料率」を算定し、各市町に示されております。

5ページは、令和5年度の各市町の標準保険料率及び納付金に関する資料になります。こちらの表の掛川市だけを抜粋し、令和3年度からの標準税率と市の現行税率、県と市の差を現した表が6ページの表となります。

数字が多く非常に見にくい表で申し訳ありませんが、特にご覧いただきたい箇所としては、「調定額」と「乖離率」です。県標準税率の調定額というのは、県の示している率で賦課した場合の金額となっております。その金額を市の現行税率の金額と比較しますと、令和3年度では約3億3千2百万円。乖離率が14.32%でした。

この乖離率を小さくするために令和4年度に約5%の増額となるよう国保税率を改定したのですが、県の標準税率も上昇した結果、乖離率はあまり縮まりませんでした。令和5年度は国保税率を前年度と同じとしましたが、県の標準税率はさらに上昇しており、乖離率は18.4%となり、来年度、現行税率を改定しないままでは乖離率が24%程度まで乖離すると見込んでおります。将来的には、県内の保険料率が完全統一するよう県より指示があった時に、この乖離率を一気に削減させるには急激な税率改正をせざる得なくなってしまう、そうすると被保険者への影響が非常に大きくなるのが容易に想像できますので、そういうこととならないよう、段階的に乖離率を縮小させていく必要があると考えております。

次に、税率改定を行う理由としましては、県へ支払う「国民健康保険事業費納付金」の財源の確保であります。

少しとびまして、10ページに納付金の算定方法がありますが、県が、各市町の医療費指数、所得状況、被保険者数に応じて「納付金」を定め、市町はその納付金を県に支払い、その後、県は各市町から集めた納付金に交付金と公費を加えて、被保険者の受診による医療機関から請求されてくる「保険給付費」に充てております。

各市町が県へ支払う納付金の財源としましては、被保険者が納付する「国民健康保険税」、県や国からの特別交付金や基盤安定繰入金と積んでいた基金等があります。

8ページに基金台帳を掲載しておりますが、令和4年度には4億以上ありましたが、今年度末には2億円を下回ってしまう見込となっております。先に3ページにて今年度の執行状況をご説明いたしました。こちらの表の左側、「歳入」の「5繰入金」の「2国民健康保険事業基金繰入金」で3億9千万円繰り入れたことにより、令和5年度は税率を改正することなくとも国保の運営が成り立つ見込みですが、その基金が今年度末には2億円を下回ることにより、来年度の納付金の財源を確保することが非常に困難な状態となっております。

そういった状況をふまえて、7ページのとおり税率改正について検討をいたしました。

方針としましては、まず、県の国保税完全統一に備え、令和12年度までに県が示す標準税率との乖離幅の解消を目指す。当面は県が保険料水準を統一するとしている中間目標である令和11年度までに、21%の乖離の解消を目指し、その後の国保税完全統一の際に急激な税率改正とならないよう努める。

次に、方針の2番目と3番目の関係ですが、法定外繰入額について、基金の状況によっては令和5年度予算額である1億2千万円を越える繰入をするが、決算補てん目的とする法定外繰入、現在の推計では2億1千万円を越えると決算補てん目的と法定外繰入をする団体、俗に言う赤字団体となってしまう見通しですので、最大でも繰入額を2億1千万円とするが、原則は1億2千万円までとし、基金を4億円まで回復させることを目指します。

なお、現在この赤字団体となっているのは静岡県内では1市のみであり、県で現在検討している静岡県の国保運営方針では、令和9年度までに赤字団体を解消させる方向となっているため、ここで掛川市が赤字団体となりますと、県からの強い指導の下、急激な国保税率を上昇させてでも赤字団体より脱却せざるを得ない状態になるやもしれません。

4番目として、今回税率改正を検討するに使用した値は全て現時点での推計であるため、令和7年度以降の税率改正については、翌年度以降毎年、最新の状況で改めて推計をした上で、検討を行うこととします。

この方針を元にまず作成した案としては、7ページの中段にある表「当初改正案」です。県の標準税率の乖離幅の縮小、法定外繰入額の現状のままとした上で運営を行っていくには、まず令和6年度に15%の改定を行い、令和8年度と10年度にも改定し、標準税率との乖離幅を減少させた上、国保税完全統一の際には法定外繰入額も認められなくなる見込みであるため、法定外繰入額が無くとも運営できる状態を目指した改正案といたしました。

しかし、昨今の物価高騰により、生活費が上昇している中、さらに国保税を15%も上げる事は被保険者の生活に大きな影響を与えてしまう事が予想されました。

そこで、改正案として、こちらのページの一番上の表の案を作成いたしました。こちらは、令和6年度の改正率を5%だけとし、令和6年度と7年度に限り法定外繰入を2億1千万円まで繰入を行うが、標準税率の乖離幅を縮小させ、法定外繰入額を減額させるためにも、令和8年度と令和10年度には8%の改正を行い、令和11年度までには21%の乖離幅の縮小及び法定外繰入額の減額を目指すものといたしました。

ただし、先ほど来、申し上げているとおり、これらの値は全て推計でありますので、実際に令和7年度以降の税率をどうするのかは、来年度以降毎年、最新の状況で改めて推計をした上で検討を行い、運営協議会へお諮りをいたします。

なお、今回の税率改定による被保険者への影響について、9ページに掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

現在、国保の世帯数はおよそ14000弱の世帯ですが、このうち、一人しか加入していない世帯は62.68%、2人加入世帯が31.32%あり、両方でおよそ94%以上に達します。この中には、所得金額によって7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯及び軽減無し世帯に分かれており、それぞれの世帯数を表の一番右へ記載しております。

また年齢や、複数人いる世帯ではそれぞれの方の所得金額によって賦課金額も変わってきますので、こちらは参考に、40歳～64歳まで賦課される介護保険分も含めた金額で、2人加入世帯は、所得があるのは一人だけの場合として計算した表となっております。

まずは、7割軽減世帯ですが、こちらには、所得が無い世帯でも賦課される最低の金額となっておりますが、1人加入世帯では改定前と改定後の年間差分が700円で、2人加入世帯は1,300円と、物価高の影響を特に受けていると思われる、特に所得が少ない世

	<p>帯の上げ幅が小さくなるように改正案を作成いたしました。他の、一人加入世帯の5割軽減世帯では、3,800円の増額、2割軽減世帯では6,000円の増額、軽減の無い世帯の、年収が300万円の世帯で11,200円の増額となる見込みです。なお、軽減無し世帯で、さらに収入がある世帯においては、その金額に応じてさらに増額となります。</p> <p>以上で諮問 令和6年度 国民健康保険税賦課算定（案）の説明とさせていただきます。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問等ありましたら挙手にてお願いします。如何でしょうか？</p> <p>多少時間がありますので、少し内容が内容です、少しお時間とりますのでご質問あれば、わかりにくかった点も含めてご質問いただければと思います。宜しいでしょうか？</p> <p>7ページのはじめに書かれています税率改正の方針等の内容について、先ほど事務局から説明がありましたが、こちらが税率改正のおおまかな理由となりますので、この辺りを含めてご質問はいかがでしょうか。</p> <p>では、ないようですので、何かご不明な点あればですね、この会議終わった後でも構いませんので、ご確認いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>これにて、質疑を打ち切りたいと思います。</p> <p>それでは令和6年度掛川市国民健康保険税賦課算定方式方針案について承認することとしてよろしいでしょうか？</p>
各委員	(異議なし)
山本会長	<p>ご異議なしということですので、本件については承認をされました本諮問につきまして、異議なしで答申することといたします。</p> <p>以上で報告事項諮問事項の全てを終了しました。</p> <p>何かご意見がありましたら挙手をお願いいたします。</p>
事務局 山田係長	<p>事務局より、今回、答申を受けた後の流れについて簡単に説明させていただきます。</p> <p>今回の運営協議会の答申の結果を踏まえまして、税率を市長が決定いたします。</p> <p>その税率に沿った国民健康保険税条例の改正および令和6年度当初予算案を、2月議会へ上程する予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
山本会長	<p>はい、ありがとうございましたその他ございますか。</p> <p>よろしいでしょうか？ではこれにて議事を終了させていただきます。</p> <p>ご審議にご協力いただき誠にありがとうございました。</p>
鈴木課長 (司会)	<p>山本会長、進行ありがとうございました。</p> <p>次に次第4のその他の(1)、産前産後期間に係る国民健康保険減免制度の創設について山田係長より報告させていただきます。</p>

<p>事務局 山田係長</p>	<p>では、産前産後期間に係る国民健康保険税の減免制度の創設についてご説明いたします。</p> <p>第1回の国保運営協議会の際にも少しご説明させていただきましたが、こちらは国の法令改正に伴い、掛川市も国の法令どおりに令和6年1月1日から開始いたします。</p> <p>趣旨としましては、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する、出産する予定のある国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者の国民健康保険税額を減免するものです。</p> <p>減免をする額は、出産被保険者の出産予定日の属する月の前の月、多胎妊娠の場合には3月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る出産被保険者分の所得割額及び被保険者均等割額で、平等割については減額対象となりません。</p> <p>財源負担は国が2分の1、県が4分の1で、市は残りの4分の1を負担することになります。</p> <p>減免対象期間のイメージは図のとおりとなります。</p> <p>多胎妊娠の場合の対象月は、前1ヶ月が前3ヶ月となりますが、出産後は2ヶ月となります。</p> <p>過去の出産育児給付件数を記載しておりますが、昨年度は38件でした。</p> <p>3の影響額ですが、対象件数が令和4年度の同程度として、被保険者の総所得額を被保険者数で割った一人当たりの平均所得額と均等割額で令和5年度分を試算すると、減免額は289,000円となり、市の負担額はその4分の1の72,300円となります。</p> <p>なお、こちらの施行日は令和6年1月1日ですが、実際に減免対象となるのは、1月以降に減免期間が対象となる方ですので、令和5年11月に出産をされた方より減免の対象となります。</p> <p>今後はこちらの減免制度の周知を図ること及び、11月以降出産者に対して1月に通知をお送りする予定です。</p> <p>以上、産前産後期間に係る国保税の減免制度の創設についての説明とさせていただきます。</p>
<p>鈴木課長 (司会)</p>	<p>ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問などありましたら挙手にてお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして(2)のデータヘルス計画の策定について、健康医療課中山係長よりご報告いたします。</p>
<p>事務局 中山係長</p>	<p>健康医療課特定健診係中山亜里といたします。よろしく申し上げます。着座で失礼します。</p> <p>掛川市国民健康保険保健事業計画概要版をご覧ください。計画本編も作成していますが、今回は概要版で説明させていただきます。</p> <p>掛川市国民健康保険保健事業計画は、「データヘルス計画」と「特定健康診査等実施計画」の両計画を統合し、「掛川市国民健康保険 保健事業計画」としてしています。</p> <p>両計画ともに「高齢者の医療の確保に関する法律」で、保険者が策定する計画と定められており、令和6年度から令和11年度の5年間の計画期間としています。</p> <p>データヘルス計画は、データ分析に基づく保健事業と実施内容やその目的、目標を定め、特定健康診査等実施計画は、特定健診・特定保健指導の実施方法や目標等を定めています。</p>

いずれも被保険者の生活の質の維持向上と健康寿命の延伸、医療費適正化を目的としています。

計画の位置づけとして、掛川市総合計画や掛川市健康増進計画、食育推進計画「かけがわ生涯お達者市民推進プラン」を主要計画とし、「掛川市介護保険事業計画・掛川市高齢者福祉計画」「かけがわ生涯お達者市民推進プロジェクト」と相互連携をし、調和のとれた内容とします。

ページをお開きください。

両計画における検診・医療・介護から見る共通の重点的な着目ポイントは5点あります。

一点目が、国民健康保険の被保険者数と年齢構成の推移です。市の人口に占める加入率は20.1%で、被保険者数は年々減少する中で、加入者の高齢化率は上昇しており、令和2年度から半数を超えました。

二つ目の医療費の状況は84億円を推移している状況で、令和2年度の減少は新型コロナウイルス感染拡大の影響による医療受診控えが考えられます。

加入者が減少する中で、医療費は減少しておらず、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

三つ目の生活習慣病の状況です。透析になると通院が必要で、生活にも制限がかかり、経済的にも負担となるため、透析の原因となる生活習慣病を予防することは重要です。

図表5の医療費構成比から慢性腎臓病は7.2%、生活習慣病は33.4%などとなっています。がんが最も多く、次いで糖尿病、高血圧症、脂質異常症となっています。特定健診等の健診を受診し、保健指導等の生活習慣の見直し機会を利用し、早期から生活習慣病の疾病・重症化予防に取り組むことが大切です。

四つ目は、特定健診、特定保健指導の実施率です。特定健診受診率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度に下がったものの、令和3年度から回復傾向にあります。特定保健指導は、人間ドック受診者への保健指導や夜間訪問充実等により、令和2年度から大幅に増加しました。

五つ目は、介護保険の状況です。要介護2以上になるまでの、日常生活動作が自立している期間の平均「平均自立期間」は、令和4年度 男性81.1歳 女性84.6歳と平成30年度と比較し、男性女性ともにほぼ横ばいの状況です。要介護認定者の疾病別有病状況は心臓病・高血圧・筋骨格系が上位となっています。高齢期になっても健康であるために、早期からの生活習慣病の疾病・重症化予防や介護予防に取り組み、国保から後期高齢者医療へと保健事業を繋げていく必要があります。ページをめくってください。上段は計画の目的と健康課題です。生活習慣病、医療費や受診行動、介護・高齢者支援の3つのポイントで課題と目標をまとめました。下段は、計画目標及び各保健事業の概要です。第2期データヘルス計画からの10の継続事業とc-11 1つの新規事業 合計11事業を展開し、第3期データヘルス計画と第4期特定健診等実施計画を進めていきます。計画実施期間 6年間の中間にあたる令和8年度に中間評価、最終年度に当たる令和11年度に最終評を実施します。アウトカム指標につきましては、今回の計画策定のポイントとして、計画の達成状況や評価をすること、他の保険者との比較や健康状況を把握するために、国や県から例示された共通評価指標を参考に設定しました。最終目標値は、一つ目の特定健診実施率は国の目標値である60%の受診率、その他の事業については令和3年度の実績を基準値とし、過去の伸び率等を元に目標値を定めています。c-11 新規事業 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は生活習慣病の重症化予防と介護予防について関係各課の連携体制づくりと国保から後期高齢者医療への切れ目ない保健事業の展開に努めます。

	<p>今後のスケジュールは、1月末頃から1か月のパブリックコメントを実施し、そこでいただいた意見を反映させ、3月の運営協議会の際に改めて諮問させていただく予定です。説明は以上ですよろしくお願いします。</p>
(司会)	<p>ただ今、事務局から説明があった内容または全体をとおして、ご意見、ご質問などありましたら挙手にてお願いします。</p>
山本委員	<p>協会けんぽの山本といいます。よろしくお願いします。</p> <p>私どもも第3期のデータヘルス計画を、保険者として現在策定をしているところですが、けんぽの加入者の医療費や、検診の結果を分析しますと、やはり東部の方で高血圧の有病者の方が多くて、西部の方で糖尿病の入居者の方の割合が多い状況があり、それぞれに合った対策が必要だと考えているところでございます。</p> <p>我々の団体に加入されるとき、基本的には再就職されたときや、退職して国民健康保険へ移ることがありますので、特に糖尿病に関して、自治体と医師会と協会けんぽで連携して受診勧奨を行うといった連携が今後できればというところも考えておりますのでぜひともよろしくお願いします。</p>
事務局 中山係長	<p>ありがとうございます。国保に加入する前の健康診断の結果と私達もご本人からお話を聞かせていただきながら状況を把握している現状です。</p> <p>またそういった面での情報共有ができるようになっていきますと、私達の保険事業の展開にも広がりがありますのでまた今後ともよろしくお願いします。</p>
(司会)	<p>他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。事務局から、最後に事務連絡をさせていただきます。</p> <p>本日の出席手当につきましては、後日登録口座に振り込みでお支払いさせていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>また、第3回の協議会は3月ころを予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきます。事務連絡は以上です。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和5年度第2回掛川市国保運営協議会を閉じさせていただきます。ご礼をもって、散会とさせていただきます。ご起立をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">＝相互に礼＝</p> <p>ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。</p>